



2023年9月25日

中国電力ネットワーク株式会社

託送供給等約款の変更認可申請について

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、電気事業法第18条第1項の規定に基づき、「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

今回申請した「託送供給等約款」の実施時期は、経済産業大臣の認可を経て、2023年12月27日を予定しています。

【主な変更内容】

・再給電方式（一定の順序）の導入

当社は、再生可能エネルギー普及拡大に向けて、基幹系統の混雑解消のため、調整電源以外の電源を含め一定の順序により出力制御する再給電方式（一定の順序）を、2023年12月28日から開始いたします（[2023年7月31日お知らせ済み](#)）。また、国の審議会で、ローカル系統の混雑解消のため、基幹系統の再給電方式（一定の順序）と同様の出力制御順・出力制御方法で制御することを基本とする整理がなされました。

これら系統混雑解消のための出力制御の実施に向け、系統混雑時に給電指令を行い、それに係る給電指令時補給電力の精算を行うよう、託送供給等約款の見直しを実施します。

（添付書類）

別紙：「託送供給等約款」の見直しの概要

以上

「託送供給等約款」の見直しの概要

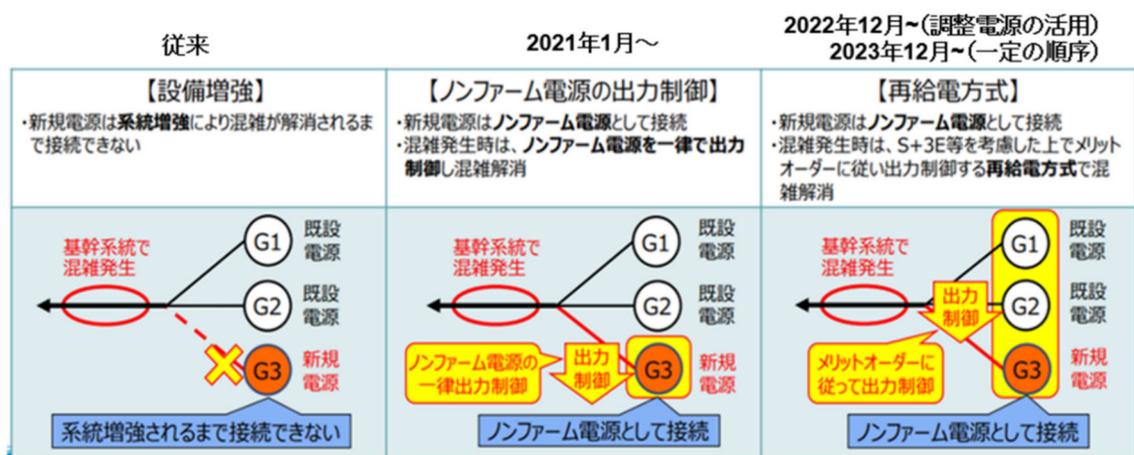
・再給電方式（一定の順序）の導入

1. 再給電方式（一定の順序）の概要

再給電方式（一定の順序）とは、平常時の系統混雑を解消するため、調整電源以外の電源も含め一定の順序により電源を出力制御する方式です。

従来は、空き容量がない系統に新たに電源を接続する際は、系統混雑が発生しないよう事前に系統増強工事を実施していました。その後、ノンファーム型接続が導入され、新規に電源を接続する際には系統増強工事を必要としないものの、系統混雑時にはこの新規に接続されたノンファーム電源に対して出力制御を実施していました。これに替えて、2022年12月から再給電方式（調整電源の活用）として調整電源を出力制御する方式を開始しており、さらに今回、再給電方式（一定の順序）として、調整電源以外の電源を含め、一定の順序により出力制御する方式を開始することとします。

再給電方式（一定の順序）についての詳細は、[2022年7月29日お知らせの添付資料](#)をご覧ください。



2. 再給電方式（一定の順序）に基づく出力抑制に伴う精算

出力制御によって減少した発電量については、当社が他の調整電源の発電量を増やすことにより、発電契約者に対して補填（補給）します。その補填分の精算方法については、当社と調整力契約に関する契約を締結している場合には、混雑処理に伴う制御量に下げ調整単価（V2単価）を乗じた金額を当社にお支払いいただくこととなります。また、調整力契約のない電源の場合は、ファーム型・ノンファーム型問わず、発電契約者から当社に給電指令時補給電力料金としてお支払いいただくこととなります。

なお、当社は、発電者または発電契約者に対し、再給電方式で出力制御された発電量の損失負担は行いません。